

公益社団法人大阪府看護協会
選挙に関する規程

(平成 27 年 11 月 13 日改正)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人大阪府看護協会（以下「本会」という。）定款細則第 13 条の規定に基づき、公正な選挙を行うため必要な事項を定める。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、本会の役員及び推薦委員（以下「役員等」という。）の選挙に適用する。

(選挙期日)

第 3 条 役員等の選挙は、総会において行う。

(選挙権者等)

第 4 条 選挙権者は、選挙の行われる総会に出席している正会員とする。

2 選挙における投票権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

3 定款第 21 条の規定は、本規程に基づいて行う選挙における投票権の行使に準用する。

(被選挙権者)

第 5 条 被選挙権者は、次の各号に定めるものとする。

(1) 立候補した者

(2) 推薦委員会から候補者として推薦を受けた者

(選挙事務の管理)

第 6 条 この規程における役員等の選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。ただし、選挙は、総会の議長（以下「議長」という。）の管理の下執行されるものとする。

第 2 章 選挙管理委員会

(選挙管理委員の選任)

第 7 条 選挙管理委員会の委員（以下「選挙管理委員」という。）は、支部理事の推薦を受

け、理事会において選任する。

- 2 選挙管理委員が任期の途中で辞任した場合、後任者を理事会において選任する。後任者の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(選挙管理委員の任期)

第 8 条 選挙管理委員の任期は、通常総会の終結の翌日から次年度の通常総会の終結の日までとし、再任を妨げない。

(選挙管理委員の資格喪失)

第 9 条 選挙管理委員が役員等の候補者となったときは、その資格を喪失する。

(選挙管理委員会の組織)

第 10 条 選挙管理委員会は、選挙管理委員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選任する。

(選挙管理委員会の任務)

第 11 条 選挙管理委員会は、選挙が公明かつ適正に行われるよう配慮しなければならない。

- 2 選挙管理委員会は、次の任務を行うものとする。

- (1) 選挙に関する公示
- (2) 立候補又は候補者辞退の届出の受理
- (3) 推薦委員会からの推薦候補者名簿の受理
- (4) 立候補者及び推薦候補者の公示
- (5) 投票及び開票の管理
- (6) 当選者の確定
- (7) 当選者の議長への報告
- (8) 選挙運動の監督
- (9) その他選挙に関する事務の管理に必要と認めた事項

(選挙の公示)

第 12 条 選挙管理委員会は、選挙期日の 4 箇月前までに、次の各号に掲げる事項を会員に公示しなければならない。ただし、役員等の辞任その他緊急につき止むを得ない事由のあるときは、役員等への立候補の届出期日の 2 週間前までに追加の公示を行うことができるものとする。

- (1) 選挙する役員等の種類及び定数
- (2) 選挙期日及び場所
- (3) 立候補の届出期限（総会の 3 箇月前）

- (4) 推薦委員会による推薦者の届出期日限（総会の2箇月前）
- (5) その他必要と認めた事項

第3章 役員等の候補者

（立候補の届出）

第13条 役員等に立候補しようとする者は、正会員10名以上の推薦を受けて、公示された届出期限までに別紙様式(1)により選挙管理委員会に届け出なければならない。

- 2 前項において、支部理事へ立候補しようとする者は、当該選区支部に属する正会員でなければならない。

（推薦委員会による候補者の推薦）

第14条 推薦委員会は、候補者を推薦するときは、推薦候補者名簿を選挙管理委員会に届け出なければならない。

（候補者の辞退）

第15条 役員等の候補者が、その届出後に候補者を辞退しようとするときは、次条により候補者を公表する2週間前までに別紙様式(2)により選挙管理委員会に届け出なければならない。

（候補者の公示）

第16条 選挙管理委員会は、役員等の立候補者又は推薦候補者の氏名、勤務先並びに立候補者か推薦候補者かの区別について、総会の1箇月前までに会員に公示しなければならない。

第4章 投票及び開票

（選挙の方法）

第17条 選挙は、総会会場において、本会が定める所定の投票用紙による投票の方法により行う。

- 2 議長は、特別の場合、選挙の円滑化を図るため、選挙について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

(選挙の開始宣言等)

第 18 条 議長は、出席正会員数を確認した後に、選挙の開始を宣言する。

- 2 出席正会員数を確認した後の出席正会員の入退席は禁止する。ただし、申し出により退席する場合は、この限りではない。

(投票の方法)

第 19 条 投票は、無記名式とする。

- 2 投票用紙は、選挙管理委員の指示を受けた者が配布する。
- 3 投票用紙には、役員等の種類ごとに候補者の氏名を五十音順に予め記載し、氏名ごとに指定の記号を付する箇所を設けることとする。ただし、再投票の必要が生じた場合及びその他選挙管理委員会が特に認めた場合は、候補者の氏名を記入する方法によることができる。

(投票箱の管理)

第 20 条 選挙管理委員は、投票開始前に投票箱を点検し、不正がないことを 2 人以上の正会員に確認させ、投票場に適且配置するとともに投票に立ち会い、不正のないよう監視する。

- 2 投票終了後、投票漏れのないことを確認のうえ、投票箱をその場で封印し、所定の場所に保管する。

(投票の記載及び投函)

第 21 条 正会員は、当該選挙の候補者の中から役員等を選び、投票用紙に役員等の種類ごとに選挙の定数に見合う候補者に指定の記号を付し、これを投票箱に投函しなければならない。

(無効投票)

第 22 条 次の投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙以外の用紙を使用したもの。
- (2) 指定の記号以外の記号を記載したもの。
- (3) 選挙の定数を超えて記号を記載したもの。
- 2 氏名を記入する方法の場合は、次の投票を無効とする。
 - (1) 候補者以外の氏名を記載したもの。
 - (2) 候補者の氏名以外、他事を記載したもの。ただし、敬称の類はこの限りではない。
 - (3) 候補者の氏名が確認し難いもの。
 - (4) 候補者の氏名を自書しないもの。
 - (5) 単記投票の場合で 2 名以上の候補者名を記載したもの。

(候補者の重複記載等の場合の投票効力等)

第23条 氏名を記入する方法による投票にあつては、次の各号の定めるところにより取扱うものとする。

- (1) 連記投票において候補者でない者の氏名を連記したものは、候補者に対する投票だけを有効とする。
- (2) 同一候補者の氏名を2個以上記載したものは、氏名1個だけを有効とする。
- (3) 連記投票の場合に候補者の氏名が所定数に満たないときは、その数を有効とする。

(開票)

第24条 開票は、次の各号の定めるところにより行う。

- (1) 選挙管理委員会は、開票に先立ち、開票の任に当たる者を選出して開票に当たらせるとともに、選挙管理委員長の許可のある者以外は、開票場への立ち入りを禁止する。
 - (2) 投票総数を確認する。
 - (3) 有効投票と無効投票の仕分けを行う。
 - (4) 候補者ごとに得票の集計を行う。
 - (5) 集計後、投票用紙は、役員等の種類別に整理し、保管できるよう取りまとめる。
- 2 開票が完了したときは、集計結果を一覧にして、選挙管理委員長がこれを確認し、議長に提出する。

(当選者の決定)

第25条 議長は、選挙管理委員長から開票結果の報告を受けたときは、有効投票の過半数を得た者のうちから役員等の種類ごとに得票数の多い順に選挙の定数の枠に達するまでの者を当選者に、有効投票の過半数を得て選挙の定数の枠を超えた候補者のうち最多数の得票を得た者を次点にそれぞれ決定し、速やかに会長及び議場の会員に報告しなければならない。

- 2 前項の処理において得票同数者がある場合は、議長が抽選で当選者を決定するものとする。

(選挙録)

第26条 選挙管理委員長は選挙の経過を記録した選挙録を作成し、会長に提出するものとする。なお、選挙録には、議長及び選挙管理委員長が指名した正会員2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

(当選者の公示)

第27条 選挙管理委員会は、当選者及び次点者について、会員に公示しなければならない。

第5章 補 則

(代議員及び予備代議員の選挙)

第28条 公益社団法人日本看護協会から委託を受けて行う代議員及び予備代議員選出のための選挙の事務は、本規程を準用し、選挙管理委員会が管理するものとする。

(規程の改廃)

第29条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、平成24年6月13日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年7月10日から施行し、適用する。

附則

この規程は、平成27年11月13日から施行し、適用する。